

交通事故のケガの治療で

保険証を使ったら

被害届を忘れずに！



国民健康保険や後期高齢者医療制度に加入している方が、第三者行為（交通事故やペットの咬傷等）により負傷し、保険証を使って治療を受けた場合は、

**市町・国保組合・後期高齢者医療広域連合の窓口** に必ず届け出てください。

法令により義務付けられています

国民健康保険法施行規則第32条の6  
高齢者の医療の確保に関する法律施行規則第46条

石川県市町国民健康保険・国民健康保険組合  
石川県後期高齢者医療広域連合・石川県国民健康保険団体連合会